

個人情報の取り扱いについて

個人情報とは？

生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもののことです。

個人情報の取り扱いについては以下のポイントに注意しましょう

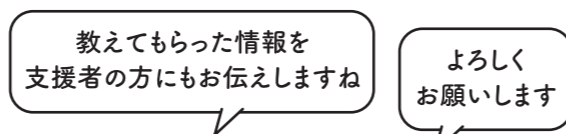
1 個人情報を何に使うのか(目的)を決めて本人に伝えましょう

目的を伝えることで提供する側も安心が得られます。個人情報はここで決めた目的以外に使うことができません。別な目的で利用する場合は本人の了承が必要です。



2 取得した個人情報は適切に管理しましょう

誰が情報を管理するのか、保管場所は他の人に見られない安全な場所かなど、管理方法を決めましょう。支援者や協力者の方たちにも、個人情報を他人に漏らさないようしっかりと伝えましょう。また、本人から開示を求められときは必ず開示しましょう。



3 個人情報を他人に伝えるときは本人の同意を得ましょう

支援母体や支援者、協力者など最小限で共有することについて、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。他機関と協力して支援を行うことになった場合には、改めて個人情報を共有することについて必ず本人の同意を得ましょう。



4 情報を更新しましょう

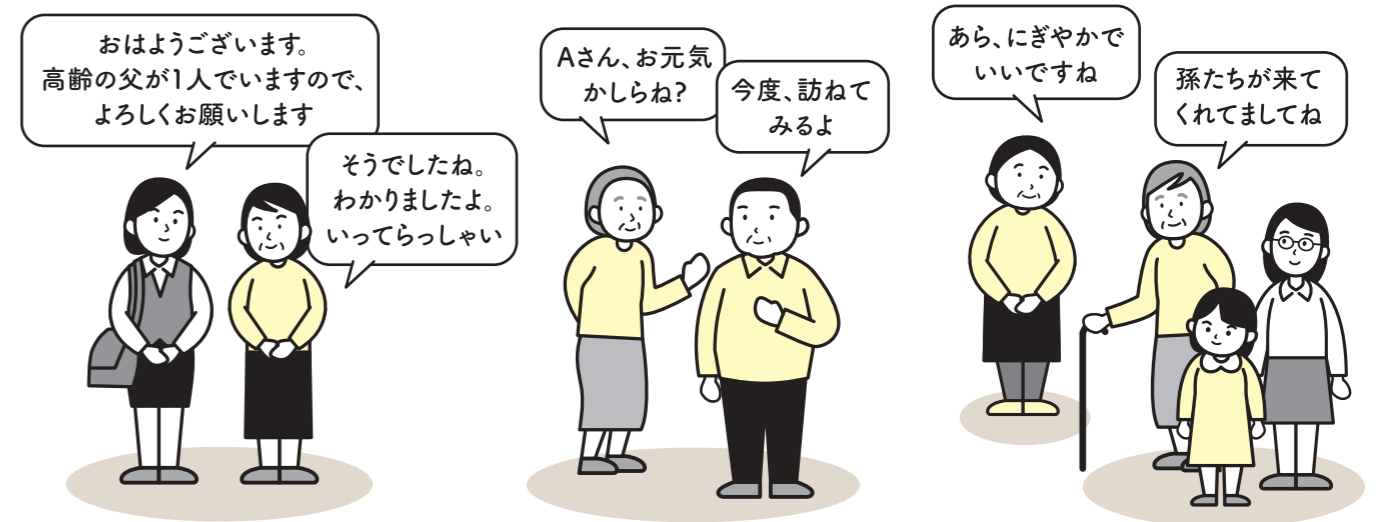
情報は時期を決めて更新し最新の状態になるよう努めましょう。また、古くなった情報の廃棄方法(本人に返却、シュレッダー等で裁断)も決めておきましょう。

※個人情報の取り扱いのルールについてはP11の支えあいプラン(例)も参考にしてください。

いつも近くにいてくれる。それは、何よりの支え

日頃の生活でも、頼りになるのはご近所さんです

困りごとを抱えた方が地域から孤立することなく、安心して暮らしていくためには、日頃からの見守りや声かけといったつながりがとても大切です。隣近所や地域での交流を大切に、「誰もが安心して暮らし続けられるまち」の実現に向けて、今後ともご協力をお願いいたします。



要配慮者の避難支援を行うことに、義務や責任はありますか？

要配慮者避難支援は、義務ではありません。また、被災状況により支援ができない場合もあることから、支援ができなくても支援者が責任を負うものではありません。このことはあらかじめ要配慮者の方にも理解していただき、無理な約束はせず、可能な範囲での活動を行いましょう。

やっています！



要配慮者避難支援 出前講座

札幌市の職員が「要配慮者避難支援」についてご説明に伺います！

災害発生時の地域での支えあい(要配慮者避難支援)の具体的な事例の紹介や取り組みのポイントなど、実際にはじめるときに役立つ情報をわかりやすくお知らせします。

お申し込み・お問い合わせは、お電話で！

札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課もしくは最寄りの区役所の保健福祉課まで。

→ 電話番号は裏表紙をご覧ください。